

論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>コロナ禍において、紙媒体の領収書の処理がテレワークを阻害する大きな要因の一つとなった。民間事業者において領収書の電子化の取組も進んでいるが、依然として紙媒体でのやり取りが主流となっている。また、電子交付を行った場合に紙での交付も請求され、二重の対応が必要となったケースも生じている。</p> <p><論点①> 民法第 486 条において、弁済をする者の、弁済を受領する者に対する受取証書の交付請求権が規定されているが、これは書面を想定しているものか。</p> <p><論点②> (論点①の回答の結果) 同条が書面を想定している場合、領収した事実を証するものであれば、電子・紙のいずれかの形態かを問わないことを条文上明確化する等、電子化を促進するため、直ちに必要な措置を講じるべきではないか。例えば、受取証書ではなく受取情報に改めるなどして紙を原則とする現行規定から中立的な規定にすべきではないか。 また、将来的には完全な電子情報の提供への移行を念頭に、電子の形態での領収情報の提供義務化等を見据えた段階的な議論を進めていくべきではないか。(例えば当分の間は、書面を要求された場合には書面での交付を義務付ける、また、一定期間後の見直し規定を置き社会情勢を勘案して書面交付義務を廃止する、電磁的書面による請求・交付の努力義務規定を置く等)</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 論点①について 民法第 486 条の受取証書は、基本的には、書面を想定していると考えられる。 書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意は基本的には可能であると考えられる(契約の態様等によっては黙示的な合意がされたと認められる場合もあり得る。)</p> <p>② 論点②について (1) 民法第 486 条について、電子化を促進するために何らかの措置を講ずる必要があるかどうかについては、前述のように書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意が基本的には可能であることを踏まえて検討する必要がある。現行法においても当</p>	

事者の合意によって電子化に対応することが可能であるにもかかわらず、立法的な措置を講ずる必要性がどこにあるのか、立法事実を確認する必要がある。

- (2) また、電子化を促進するために必要な措置の内容が、弁済者（債務者）から電磁的記録の提供を求められた場合に受領者（債権者）にその提供を義務づける（弁済者に電磁的記録に選択権を付与する。）という趣旨であるのか、弁済者の意向にかかわらず受領者が電磁的記録を提供すれば同条の義務を履行したことになる（受領者に電磁的記録の選択権を付与する。）という趣旨であるのかによって考慮要素が異なると考えられる（なお、当事者が契約の段階で合意によっていずれかを選択することは、現行法上も可能。）。

○ 弁済者に選択権を付与することとした場合

民法は私法の一般法であるから、特別法がない限り、受領者の属性（個人・法人の別、事業者・消費者の別等）や、債務の額や内容等にかかわらず、全ての債務の弁済に民法が適用されることになる。したがって、弁済者から電磁的記録の提供を求められた場合に、受領者にその提供を義務づけることとすると、小規模な商店での少額の売買代金の支払がされた場合や、一般消費者が購入した商品の配送を受領した場合にも、その商店主や一般消費者に電磁的記録の提供義務を負わせることになる。したがって、このような義務づけをするためには、受領に係る電磁的記録の提供をどのような電子機器で行うのか、それが受領者になり得る者にとって直ちに利用可能であるかなどの観点から、中小の商店主や一般消費者に過度な負担を負わせることにならないといえるだけの社会的な環境が整備されている必要があると考えられる。

○ 受領者に選択権を付与することとした場合

受領者に選択権を付与することは、書面での交付を受けたいという弁済者の希望は保護しないことを意味する。このような規律を一般法である民法に設けるためには、あらゆる事案においてそれが妥当性を有するといえることが必要であり、その前提として、これを許容する社会的な素地が存在すること（電磁的記録に対する社会的な評価が書面と同等であるといえること、弁済者になり得る者が容易に電磁的記録を受信することができること）などが必要であると考えられる。

また、受領者に選択権を付与することとした場合には、弁済者が電磁的記録を受信するために必要な個人情報（メールアドレス等）の提供を強いられる（例えば、小規模な商店において現金で売買代金の支払をした場合などに、電磁的記録の受信のためにメールアドレスを教える必要が生じる）ことにならないかという問題もあり、このことが結果的に民法第 486 条の請求を躊躇させることにならないかといった点も検討する必要がある。

- (3) 民法第 486 条について、一律に電磁的記録による領収書の交付を義務づけること

とした場合、弁済者も受領者もいずれも電磁的記録の利用を義務づけられることとなるため、上記(2)の双方について検討が必要となる。

- (4) 民法第 486 条を見直す場合には、前記のとおり、書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意は基本的には可能であることを踏まえてもなお、その必要性があるかなどの立法事実に関する検討のほか、これを許容するだけの社会的な環境が整備されているかといった検討が必要となるため、その適用範囲を限定して特別法等によってこれに対処することも考えられる。その場合には、関係省庁と連携して検討を行うことになると考えられるが、法務省としても必要な協力は惜しまない所存である。また、必要があれば、同条に関する解釈を整理し、必要な情報提供を行うことも検討可能である。